

第56回 とやま県民家庭の日 作品コンクール

主催：富山県 富山県教育委員会 青少年育成富山県民会議

「とやま県民家庭の日」から始まる1週間は「とやま家族ふれあいウィーク」です

作文の部

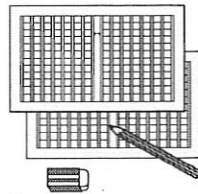
○応募資格：小学生（全学年）、中学生（全学年）

○規格：400字詰めA4サイズ原稿用紙 縦書き

小学校の1・2年生はB4サイズ原稿用紙でもよい。

題名の次の行に市町村名・学校名・学年・氏名を書く。

○内容：明るい家庭の様子を伝える体験や「とやま県民家庭の日」、
「とやま家族ふれあいウィーク」の取組についての紹介 など



小学校の
1・2年生は 1～2 まい
3・4年生は 2～3 枚
5・6年生は 3～4 枚
中学生は 3～4 枚
を目安にしよう！

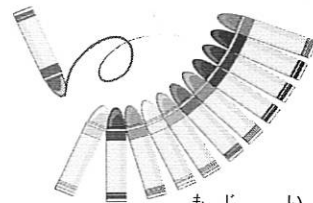
図画の部

○応募資格：小学生（全学年）

○規格：四つ切画用紙（クレヨン画、水彩画、版画など）ただし、文字は入れない。

裏面に市町村名・学校名・学年・氏名を記入した用紙を貼り付ける。

○内容：明るく楽しい家庭の様子や家族のふれあいを表したもの など



ポスターの部

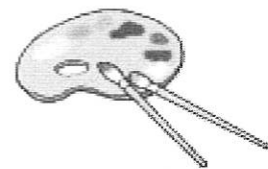
○応募資格：小学生（4・5・6年）、中学生（全学年）

○規格：四つ切画用紙（クレヨン画、水彩画、版画など）

「とやま県民家庭の日」「とやま家族ふれあいウィーク」「家庭の日」の
いずれかの文字をこのまま入れる。

裏面に市町村名・学校名・学年・氏名を記入した用紙を貼り付ける。

○内容：明るく楽しい家庭の様子や家族のふれあいを表したもの など



※ 入賞作品は、主催者が作成する啓発資料等に活用(制作時の学校名、学年、氏名を掲載)することがあります。また、「入賞作品集」や県のホームページで紹介します。

<https://www.pref.toyama.jp/1201/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/12/1201.html>

(富山県公式ウェブサイト>組織から探す>厚生部>子ども支援課>トピックス)

第56回「とやま県民家庭の日」に関する作品コンクール実施要領

1 趣 旨

明るく楽しい家庭の様子を表現した作品を通して、「とやま県民家庭の日」（毎月第3日曜日）や「とやま家族ふれあいウィーク」（「とやま県民家庭の日」から始まる一週間）の意義を理解するとともに、家族みんなで話しあい、楽しみあい、力を出しあい、地域活動に参加することを目標とした「とやま県民家庭の日」のより一層の普及啓発と、明るく楽しい家庭づくりの推進を図る。

2 主 催

富山県、富山県教育委員会、青少年育成富山県民会議

3 募集作品

区分	内 容	規 格	応募資格
作文	○明るく楽しい家庭の様子を伝える体験 ○喜びや誇りを感じる家庭づくりやよりよい家庭生活に向けての提案 ○「とやま家族ふれあいウィーク」等の取組の紹介 ○地域や社会に役立つ家庭のあり方 など	・400字詰めA4原稿用紙、縦書きとする。（<u>低学年はB4可</u>） ・小学校低学年 1～2枚程度 ・〃 中学年 2～3枚程度 ・〃 高学年 3～4枚程度 ・中学生 3～4枚程度 ・題名の次の行に市町村名、学校名、学年、氏名を明記する。 ・原本に限る。	・小学校（全学年） ・中学校（全学年）
図画	○明るく楽しい家庭の様子や、家族のふれあいを表したもの など	・クレヨン画、水彩画、版画など ・四つ切画用紙 ・「家庭の日」等の<u>文字は入れない。</u> ・裏面に市町村名、学校名、学年、氏名を記入した用紙（様式7）を貼付する。	・小学校（全学年）
ポスター	○明るく楽しい家庭の様子や、家族のふれあいを表したもの ○「とやま県民家庭の日」や「とやま家族ふれあいウィーク」を周知、啓発するポスター など	・クレヨン画、水彩画、版画など ・四つ切画用紙 ・「<u>とやま県民家庭の日</u>」、「<u>とやま家族ふれあいウィーク</u>」、「<u>家庭の日</u>」のいずれかの<u>文字を入れる。</u> ・裏面に市町村名、学校名、学年、氏名を記入した用紙（様式7）を貼付する。	・小学校（4・5・6年） ・中学校（全学年）

4 締切日及び送付先

- (1) 小・中学校は、**9月3日(金)までに市町村教育委員会**へ応募作品を提出する。
(様式1・様式2を添付)
- (2) 特別支援学校、富山大学人間発達科学部附属小・中・特別支援学校、片山学園初等科・中学校は、**9月10日(金)までに富山県厚生部子ども支援課子ども育成推進班**へ応募作品を提出する。
(様式5・様式6を添付)
- (3) 各市町村教育委員会は、各学校からの応募作品をとりまとめて**9月10日(金)までに富山県厚生部子ども支援課子ども育成推進班**へ提出する。
(様式2・様式3・様式4を添付)

5 審査及び表彰

審査委員会において、次の区分により入賞者を選考する。入賞者には賞状と賞品を授与する。

区 分	富山県知事賞	富山県教育委員会 教育長賞	青少年育成富山県民会議 会長賞	佳作
作 文	3 点	6 点	9 点	若 干 名
図 画	2 点	4 点	6 点	
ポスター	2 点	4 点	6 点	

6 発表

- (1) 入賞者については、10月中旬に市町村教育委員会を通じて各学校長に通知する。
- (2) 入賞者のうち、富山県知事賞（7名）については、11月28日（日）に開催の「とやま子ども・若者フォーラム」において表彰する(予定)。

7 応募上の注意

- (1) 応募作品は、未発表のものに限る。
- (2) 入賞作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、主催者に帰属する。
- (3) 応募作品は、原則として返却しない。
- (4) 優秀作品は、「とやま県民家庭の日」に関する作品コンクール入賞作品集、県のホームページ等に掲載するとともに、「とやま県民家庭の日」作品コンクール入賞作品展等において展示するほか、主催者が作成する啓発資料等に活用する（制作時の学校名、学年、氏名を掲載）など、「とやま県民家庭の日」の普及啓発に活用する。